

東聖小学校 いじめ防止基本方針の改訂

東神楽町のいじめ防止基本方針の今回、令和5年8月に改定された「東神楽町のいじめ防止基本方針」を踏まえ、「東聖小学校いじめ防止基本方針」の一部を改定しました。主な改定内容は以下のとおりです。

○ 多様性を認め互いに支え合う

「性的マイノリティ LGBTQ」「多様な背景を持つ児童」への対応をします。

※「性的マイノリティ」とは、LGBT(L:女性同性愛者、G:男性同性愛者、B:両性愛者、T:身体的性別と性自認が一致しない人)のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素を組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。

「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況(経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等)などにある児童生徒のことです。

○ 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求めして対応するとともに、日頃から緊密に連携できる体制を構築していきます。

○ 校長のリーダーシップの発揮

校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

○ 情報モラル(インターネット)への対応

情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進します。

○ 生徒指導提要改訂に基づく対応

いじめが生まれにくい環境をつくるため、学校において、人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができるような取組等、発達指示的生徒指導 やいじめの未然防止教育を推進します。

○ 人権教育の推進

学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育を推進するとともに、児童の権利に関する条約や子ども基本法の趣旨を踏まえ、指導に当たっては、いじめは重大な人権侵害にあたり、被害児童生徒、加害児童生徒及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すもので、決して許されるものではないことや、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを理解させる機会を充実する。